

入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

2 - 3 随 意 契 約

工 事 名	非常用自家発電装置の部品交換工事 一式
工 事 場 所	東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁庁舎
工 事 種 別	電気設備工事
工 事 概 要	非常用自家発電機2号機を対象として、既設計装品の取り外しを行い、新規計装品を取り付ける。その上で、新規計装品の作動値・規格値が適正となっていることを確認した上で、各種試運転調整を実施する。
工 事 期 間	令和5年12月19日～令和7年3月31日
契約の相手方及び住所	東芝インフラシステムズ株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
契 約 年 月 日	令和5年12月19日
契 約 金 額	54,780,000円（税込み）
随 意 契 約 理 由	本事業は、非常用自家発電装置No.2号機の装置全体ではなく一部部品のみの交換を行うことを想定しているが、装置全体の設計や交換部品ごとの設定、またそれらの組み合わせによる全体的な機能要件に対する知見を持つのは、導入事業者である東芝インフラシステムズ株式会社のみであり、仮にこれらの知見のない同社以外が部品交換を実施し、他の部品や機能に対する影響を及ぼすような過失が生じた場合、導入業者による同装置全体の稼働保証が不可となる恐れもあることから、他者参入の余地がない。 以上のことから、装置の正常な動作を担保した上での交換作業・動作確認が可能な者は、一者に限られることから、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。